花とみどりのボランティア活動実施要綱

（目的）

第1条　この要綱は、泉佐野市環境美化推進条例（平成17年条例第40号）の趣旨に基づき、快適な生活環境を保全するとともに、緑化意識の高揚と地域コミュニティの活性化を図るため、市内の公園及び道路植栽帯等の維持管理を市民参加で行うボランティア活動（以下「活動」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（活動区域）

第2条　活動の対象区域は、泉佐野市等が管理する公園及び道路植栽帯等（以下「活動区域」という。）とし、市長が別に定める。

（活動内容）

第3条　活動区域における活動内容は、次の各号に掲げる活動の一部又は全部とする。

（1）雑草除去及び清掃

（2）既設又は新設する花壇等での花木の植付・管理

（活動主体）

第4条　活動は、次の各号のいずれかに該当する団体により行うものとする。

（1）市内に在住、在勤又は在学する3人以上の別世帯の個人により構成され、1年以上継続して活動できる団体（ただし、総人数は代表者を含め概ね10人以下とする）

（2）前号に掲げるもののほか、市長が特に認める団体

（活動登録）

第5条　前条の規定に該当する団体のうち、活動を実施することを希望する団体は、活動登録等について、環境衛生課と事前に相談を行った上で、活動登録書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（活動協定）

第6条　市長は、前条の活動登録書（様式第１号）の内容を審査し、適当と認めるときは、当該団体と活動協定を締結するものとする。

（禁止事項）

第7条　前条の活動協定を締結した団体（以下「協定団体」という。）の代表者及びその構成員は、活動に関して、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）営利活動又は本要綱の目的に反する行為

（2）活動区域の独占的利用その他公共の利益に反する行為

（活動協定書の解除等）

第8条　市長は、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、活動協定の解除又は変更を行うものとする。

（1）協定団体から活動休止・変更届出書（様式第2号）が提出されたとき

（2）協定団体が、前条の規定に違反し、活動協定を解除することが適当と認めるとき

（3）前各号に定めるもののほか、市長が特に認めるとき

（市の支援）

第9条　市長は、協定団体に対し、予算の範囲内において次の各号に掲げる支援を行うことができる。

（1）代表者及び構成員に係るボランティア活動保険への加入手続の代行及び加入保険料の負担

（2）ボランティア袋の支給

（3）活動表示板の貸与

（4）第3条第2号の活動に係る必要最小限の園芸用具と花木の種苗等購入費に対するボランティア活動推進補助金の交付

（ただし、花壇等1㎡当たりの年度限度額を10,000円とし、かつ1協定団体当たりの年度限度額を50,000円とする。）

（補助金申請）

第10条　前条第4号の補助金の交付を受けようとする協定団体は、次の各号に掲げる様式を当該各号に定める時期に市長に提出しなければならない。

（1）管理計画書（様式第3号）　当該管理開始前

（2）管理実績報告書（様式第4号）

（3）ボランティア活動推進補助金交付申請書（様式第5号）　前号と同様

（交付決定）

第11条　市長は、協定団体から様式第4号及び様式第5号の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地確認等を行うことにより、補助金の交付可否を決定し、交付額を確定する。

2　市長は、前項の審査結果をボランティア活動推進補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第6号）により当該協定団体に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条　ボランティア活動推進補助金（交付）決定通知書（様式第6号）の通知を受けた協定団体は、速やかにボランティア活動推進補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出し、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条　市長は、協定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが判明したとき

（2） その他市長が補助金の交付について不適当と認めたとき

2　市長は、前項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消したときは、ボランティア活動推進補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第8号）により当該協定団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条　市長は、前条第2項の規定による通知が当該協定団体に到達する前に、補助金が既に交付されている場合は、当該協定団体に対しその返還を命じることができる。

2　前項の規定により補助金の返還を命じられた協定団体は、当該補助金を遅滞なく返還しなければならない。

（補則）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附　則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和3年7月13日から施行する。

附　則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。